

## 条例案の説明資料（新旧対照表）

1	秋田県社会福祉会館条例の一部を改正する条例案		
		（地域・家庭福祉課）	1
2-1	秋田県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案		
		（長寿社会課）	2
2-2	秋田県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案		
		（長寿社会課）	7
3	秋田県介護医療院の施設に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案		
		（長寿社会課）	10
4	医療法施行条例の一部を改正する条例案		
		（医務薬事課）	25



秋田県社会福祉会館条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新

(使用の許可)

第三条 会館の施設のうち、次に掲げる施設を使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

一 略

二 合同研修室

三 調理実習室

四・五 略

別表(第五条、第十二条関係)

一 施設使用料

区 分	使 用 料 の 額			
	午前九時から正午まで	午後一時から午後五時まで	午前九時から午後五時まで	午後五時後の時間一時間につき
会議室	略	略	略	略
合同研修室	二、七〇〇円	三、六〇〇円	六、三〇〇円	九〇〇円
調理実習室	二、六一〇円	三、四八〇円	六、〇九〇円	八七〇円

備考

一 会議室、合同研修室、調理実習室又は展示ホールの午後五時後の使用については、使用時間が一時間未満であるときは一時間とし、使用時間に一時間未満の端数があるときは当該端数を一時間とする。

二 略

二 略

旧

(使用の許可)

第三条 会館の施設のうち、次に掲げる施設を使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

一 略

二・三 略

別表(第五条、第十二条関係)

一 施設使用料

区 分	使 用 料 の 額			
	午前九時から正午まで	午後一時から午後五時まで	午前九時から午後五時まで	午後五時後の時間一時間につき
会議室	略	略	略	略

備考

一 会議室 又は展示ホールの午後五時後の使用については、使用時間が一時間未満であるときは一時間とし、使用時間に一時間未満の端数があるときは当該端数を一時間とする。

二 略

二 略

秋田県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>目次 略</p> <p>第二章 訪問介護 第一節 略</p> <p>第二節 共生型居宅サービスに関する基準（第十八条の二・第十八条の三）</p> <p>第三節 基準該当居宅サービスに関する基準（第十九条―第二十三条）</p> <p>第七章 通所介護 第一節 略</p> <p>第二節 共生型居宅サービスに関する基準（第七十八条―第八十八条）</p> <p>第三節 略</p> <p>第九章 短期入所生活介護 第一節・第二節 略</p> <p>第三節 共生型居宅サービスに関する基準（第二百二十二条の二・第二百二十二条の三）</p> <p>第四節 基準該当居宅サービスに関する基準（第二百二十三条―第二百二十八条）</p> <p>略</p> <p>（趣旨） 第一条 この条例は、介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第四十二条第一項第二号、第七十二条の二第</p>	<p>目次 略</p> <p>第二章 訪問介護 第一節 略</p> <p>第二節 基準該当居宅サービスに関する基準（第十九条―第二十三条）</p> <p>第七章 通所介護 第一節 略</p> <p>第二節 削除</p> <p>第三節 略</p> <p>第九章 短期入所生活介護 第一節・第二節 略</p> <p>第三節 基準該当居宅サービスに関する基準（第二百二十三条―第二百二十八条）</p> <p>略</p> <p>（趣旨） 第一条 この条例は、介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第四十二条第一項第二号</p>

一項各号並びに第七十四条第一項及び第二項の規定に基づき、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

## 第二章 訪問介護

### 第二節 共生型居宅サービスに関する基準

#### (共生型訪問介護の基準)

第十八条の二 訪問介護に係る共生型居宅サービス（法第七十二条の二第一項の申請に係る法第四十一条本文の指定を受けた者による指定居宅サービスをいう。以下同じ。）（以下「共生型訪問介護」という。）の事業を行う指定居宅介護事業者（秋田県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年秋田県条例第六十六号。以下「指定障害福祉サービス基準条例」という。）第五条第一項に規定する指定居宅介護事業者をいう。）及び重度訪問介護（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。）第五条第三項に規定する重度訪問介護をいう。）に係る指定障害福祉サービス（障害者総合支援法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービスをいう。）の事業を行う者は、当該共生型訪問介護の事業に関して規則で定める基準を満たさなければならない。

#### (準用)

第十八条の三 第三条、第四条（第一項を除く。）、第五条及び第七条から第十八条までの規定は、共生型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第七条第一項中「第十五条各号」とあるのは、「第十八条の三において準用する第十五条各号」と読み替えるものとする。

並びに第七十四条第一項及び第二項の規定に基づき、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

## 第二章 訪問介護

第三節 基準該当居宅サービスに関する基準

第十九条〜第二十三条 略

第七章 通所介護

第二節 共生型居宅サービスに関する基準

(共生型通所介護の基準)

第七十八条 通所介護に係る共生型居宅サービス(以下「共生型通所介護」という。)の事業を行う指定生活介護事業者(指定障害福祉サービス基準条例第四十三条第一項に規定する指定生活介護事業者をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)事業者(指定障害福祉サービス基準条例第八十五条第一項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業者をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)事業者(指定障害福祉サービス基準条例第九十二条第一項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業者をいう。)、指定児童発達支援事業者(秋田県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年秋田県条例第六十四号)第五十五条第一項に規定する指定児童発達支援事業者をいう、主として重症心身障害児(児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第七十二条第二項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。)を通わせる事業所において指定児童発達支援(同条例第四条に規定する指定児童発達支援をいう。)を提供する事業者を除く。)及び指定放課後等デイサービス事業者(同条例第四十三条第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス(同条例第四十二条に規定する指定放課後等デイサービスをいう)を提供する事業者を除く。)は、当該事業に関して規則で定

第二節 基準該当居宅サービスに関する基準

第十九条〜第二十三条 略

第七章 通所介護

第二節 削除

める基準を満たさなければならない。

(準用)

第七十九条 第七条から第九条まで、第十三条、第十六条、第三十一条、第六十七条、第六十九条、第七十条第三項及び第七十一条から第七十六条までの規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、第七条第一項中「第十五条各号」とあるのは「第七十三条各号」と、「訪問介護員等」とあるのは「第七十八条に規定する共生型通所介護（以下「共生型通所介護」という。）の提供に当たる従業者（以下「共生型通所介護従業者」という。）」と、第十三条中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第七十条第三項中「前項ただし書の場合（指定通所介護事業者が第一項に規定する設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型通所介護の事業を行う者が共生型通所介護の事業を行う事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第七十五条の二第二項中「第七十条第三項」とあるのは「第七十九条において準用する第七十条第三項」と読み替えるものとする。

第八十条から第八十八条まで 削除

第九章 短期入所生活介護

第三節 共生型居宅サービスに関する基準

(共生型短期入所生活介護の基準)

第二百二十二条の二 短期入所生活介護に係る共生型居宅サービス（以下「共生型短期入所生活介護」という。）の事業を行う指定短期入所事業者（指定障害福祉サービス基準条例第五十七条第一項

第七十八条から第八十八条まで 削除

第九章 短期入所生活介護

に規定する指定短期入所事業者をいい、指定障害者支援施設（障害者総合支援法第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。）が指定短期入所（指定障害福祉サービス基準条例第五十四条に規定する指定短期入所をいう。以下同じ。）の事業を行う事業所として当該施設と一体的に運営を行う事業所又は指定障害者支援施設がその施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所において指定短期入所を提供する事業者に限る。）は、当該共生型短期入所生活介護の事業に関して規則で定める基準を満たさなければならない。

（準用）

第二百二十二条の三 第八条、第九条、第十六条、第十七条、第三十一条、第七十五条、第一百一条、第一百三条及び第一百六条から第一百三条までの規定は、共生型短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第一百六条中「第一百一条各号」とあるのは「第二百二十二条の三において準用する第一百一条各号」と、同条及び第一百十条中「短期入所生活介護従業者」とあるのは「第二百二十二条の二に規定する共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者」と読み替えるものとする。

第四節 基準該当居宅サービスに関する基準

第二百二十三条～第二百二十八条 略

第三節 基準該当居宅サービスに関する基準

第二百二十三条～第二百二十八条 略

秋田県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>目次</p> <p>第一章～第八章 略</p> <p>第九章 介護予防短期入所生活介護</p> <p>第一節・第二節 略</p> <p>第三節 共生型介護予防サービスに関する基準（第百十三条の二・第百十三条の三）</p> <p>第四節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第百十四条―第百十九条）</p> <p>第十章～第十四章 略</p> <p>附則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 この条例は、介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第五十四条第一項第二号、第百十五条の二の二第一項各号並びに第百十五条の四第一項及び第二項の規定に基づき、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものとする。</p> <p>第九章 介護予防短期入所生活介護</p> <p>第三節 共生型介護予防サービスに関する基準</p> <p>（共生型介護予防短期入所生活介護の基準）</p> <p>第百十三条の二 介護予防短期入所生活介護に係る共生型介護予防</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第八章 略</p> <p>第九章 介護予防短期入所生活介護</p> <p>第一節・第二節 略</p> <p>第三節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第百十四条―第百十九条）</p> <p>第十章～第十四章 略</p> <p>附則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 この条例は、介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第五十四条第一項第二号並びに第百十五条の四第一項及び第二項の規定に基づき、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものとする。</p> <p>第九章 介護予防短期入所生活介護</p>

サービス（法第十五条の二の二第一項の申請に係る法第五十三条第一項本文の指定を受けた者による指定介護予防サービスをいう。）（以下「共生型介護予防短期入所生活介護」という。）の事業を行う指定短期入所事業者（秋田県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年秋田県条例第六十六号）第五十七条第一項に規定する指定短期入所事業者をいい、指定障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。）が指定短期入所（同条例第五十四条に規定する指定短期入所をいう。以下同じ。）の事業を行う事業所として当該施設と一体的に運営を行う事業所又は指定障害者支援施設がその施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所において指定短期入所を提供する事業者に限る。）は、当該共生型介護予防短期入所生活介護の事業に関して規則で定める基準を満たさなければならない。

（準用）

第百十三条の三 第二十七条の三、第二十七条の四、第三十条、第三十一条の二、第三十二条、第八十六条の三、第九十条、第九十二条、第九十五条から第一百一条まで、百三十三条及び百四十四条の規定は、共生型介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第九十五条中「第九十九条各号」とあるのは「第百十三条の三において準用する第九十九条各号」と、同条及び第九十八条中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「第百十三条の二に規定する共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者」と読み替えるものとする。

#### 第四節 基準該当介護予防サービスに関する基準

#### 第三節 基準該当介護予防サービスに関する基準

第百十四条～第百十九条  
略

第百十四条～第百十九条  
略

新	旧
<p>秋田県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条）</p> <p>第二章 人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（第二条―第十九条）</p> <p>第三章 ユニット型介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（第二十条―第二十八条）</p> <p>第四章 雑則（第二十九条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 この条例は、介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第百十一条第一項から第三項までの規定に基づき、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p>第二章 人員、施設及び設備並びに運営に関する基準</p> <p>（基本方針）</p> <p>第二条 介護医療院（第二十条第一項に規定するユニット型介護医療院を除く。以下この章において同じ。）は、長期にわたり療養が必要である入所者に対し、施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓</p>	<p>秋田県介護医療院の施設に関する基準を定める条例</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 この条例は、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十一条第一項に基づき、介護医療院の施設に関する基準を定めるものとする。</p> <p>（基本方針）</p> <p>第二条 介護医療院（第四条第一項に規定するユニット型介護医療院を除く。以下この条及び次条において同じ。）は、長期にわたり療養が必要である入所者に対し、施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓</p>

練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、当該入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

2・3 略

(従業者)

第三条 法第百十一条第二項の条例で定める員数は、次に掲げる従業者ごとに、規則で定める。

一 薬剤師

二 介護職員

三 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士

四 栄養士

五 介護支援専門員

六 診療放射線技師

七 調理員、事務員その他の介護医療院の業務を行うために必要な従業者

2 前項に定めるもののほか、介護医療院の従業者に関し必要な事項は、規則で定める。

(施設)

第四条 法第百十一条第一項の条例で定める施設（第二十条第一項に規定するユニット型介護医療院に係るものを除く。）は、次のとおりとする。

一 五 略

2・3 略

(構造設備の基準)

第五条 介護医療院の構造設備の基準は、次のとおりとする。

一 介護医療院の建物（入所者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。以下同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（

昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐

練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、当該入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

2・3 略

(施設)

第三条 介護保険法第百十一条第一項の条例で定める施設（次条第一項に規定するユニット型介護医療院に係るものを除く。）は、次のとおりとする。

一 五 略

2・3 略

火建築物をいう。以下同じ。）とすること。ただし、規則で定める要件に適合する二階建て又は平屋建ての介護医療院の建物にあつては、準耐火建築物（同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）とすることができる。

二 前号に定めるもののほか、規則で定める介護医療院の構造設備の基準に適合すること。

2 前項第一号の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動その他の消防の活動に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて規則で定める要件に適合する木造かつ平屋建ての介護医療院の建物であつて、火災に係る入所者の安全性が確保されているものであると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

（内容及び手続の説明及び同意）

第六条 介護医療院は、介護医療院サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、第十四条各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程の概要、従業者の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該介護医療院サービスの提供の開始について入所申込者の同意を得なければならない。

2 前項に定めるもののほか、介護医療院サービスの内容及び手続の説明及び同意に関し必要な事項は、規則で定める。

（介護医療院サービスの提供の拒否の禁止）

第七条 介護医療院は、正当な理由がなく、介護医療院サービスの提供を拒んではならない。

（入所者等）

第八条 介護医療院は、入所者の心身の状況、病状、当該入所者の置かれている環境等に照らし療養上の管理、看護、医学的管理の

下における介護及び機能訓練その他医療並びに日常生活上の世話を行うことが必要であると認められる者に対し、介護医療院サービスを提供するものとする。

2 介護医療院は、入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超えている場合には、当該入所申込者の長期にわたる療養及び医学的管理の下における介護の必要性を勘案し、介護医療院サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるように努めなければならない。

(利用料等の受領)

第九条 介護医療院は、法定代理受領サービス（法第四十八条第四項の規定により施設介護サービス費（同条第一項に規定する施設介護サービス費をいう。以下同じ。）が入所者に代わり当該介護医療院に支払われる場合の当該施設介護サービス費に係る介護医療院サービスをいう。以下同じ。）に該当する介護医療院サービスを提供した際には、入所者から利用料（施設介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）の一部として、当該介護医療院サービスに係る施設サービス費用基準額（同条第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該介護医療院サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に介護医療院サービスに要した費用の額）をいう。以下同じ。）から当該介護医療院に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 前項に定めるもののほか、介護医療院の利用料等の受領に関し必要な事項は、規則で定める。

(介護医療院サービスの提供の方針)

第十条 介護医療院は、施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するように、当該入所者の心身の状況及び希望を踏まえた介護医療院サービスを適切に提供しな

なければならない。

2 入所者に対する介護医療院サービスの提供は、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないように配慮して行われなければならない。

3 介護医療院は、入所者に対する介護医療院サービスの提供に当たっては、当該入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

4 介護医療院は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

5 介護医療院は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

6 介護医療院は、自らその提供する介護医療院サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

7 前各項に定めるもののほか、介護医療院サービスの提供の方針に関し必要な事項は、規則で定める。

（看護及び医学的管理の下における介護）

第十一条 看護及び医学的管理の下における介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するように、当該入所者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

2 前項に定めるもののほか、介護医療院の看護及び医学的管理の下における介護に関し必要な事項は、規則で定める。

（管理者の専従）

第十二条 介護医療院の管理者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該介護医療院の管理上支障がない場合には、同一敷地内にある他の事業所その他規則で定める施設の職務に従事することができる。

(管理者の責務)

第十三条 介護医療院の管理者は、当該介護医療院の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 介護医療院の管理者は、介護医療院に医師を宿直させなければならぬ。ただし、当該介護医療院の入所者に対するサービスの提供に支障がない場合には、この限りでない。

3 前二項に定めるもののほか、介護医療院の管理者の責務に関し必要な事項は、規則で定める。

(運営規程)

第十四条 介護医療院は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

一 施設の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 入所定員

四 入所者に対する介護医療院サービスの内容及び利用料その他の費用の額

五 施設の利用に当たつての留意事項

六 非常災害対策

七 前各号に掲げるもののほか、施設の運営についての重要事項

(定員の遵守)

第十五条 介護医療院は、入所定員及び療養室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合には、この限りでない。

(非常災害対策)

第十六条 介護医療院は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報体制及び当該関係機関との連携体

制を整備し、これらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難訓練、救出訓練その他の必要な訓練を行わなければならない。

(秘密保持等)

第十七条 介護医療院の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 介護医療院は、当該介護医療院の従業者又は管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じなければならない。

3 介護医療院は、居宅介護支援事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスの提供する者に対し入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ、文書により当該入所者の同意を得ておかなければならない。

(事故発生の防止及び事故発生時の対応)

第十八条 介護医療院は、事故の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

2 介護医療院は、入所者に対する介護医療院サービスの提供により事故が発生した場合は、直ちに、必要な措置を講ずるとともに、市町村、入所者の家族等に連絡をしなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、介護医療院の事故発生の防止及び事故発生時の対応に関し必要な事項は、規則で定める。

(記録の整備)

第十九条 介護医療院は、従業者、施設及び構造設備並びに会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2 前項に定めるもののほか、介護医療院の記録の整備に関し必要な事項は、規則で定める。

第三章 ユニット型介護医療院の人員、施設及び設備並びに  
運営に関する基準

(基本方針)

第二十条 略

2 略

(施設)

第二十一条 法

第百十一条第一項の条例で定める施設（ユニット型介護医療院に係るものに限る。）は、次のとおりとする。

一 一四 略

2・3 略

(構造設備の基準)

第二十二条 ユニット型介護医療院の構造設備の基準は、次のとおりとする。

一 ユニット型介護医療院の建物（入居者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。以下同じ。）は、耐火建築物とすること。ただし、規則で定める要件に適合する二階建て又は平屋建てのユニット型介護医療院の建物にあつては、準耐火建築物とすることができる。

二 前号に定めるもののほか、規則で定めるユニット型介護医療院の構造設備の基準に適合すること。

2 前項第一号の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動その他の消防の活動に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、規則で定める要件に適合する木造かつ平屋建てのユニット型介護医療院の建物であつて、火災に係る入居者の安全性が確保されているものであると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

(ユニット型介護医療院の基本方針)

第四条 略

2 略

(ユニット型介護医療院が有しなければならない施設)

第五条 介護保険法第百十一条第一項の条例で定める施設（ユニット型介護医療院に係るものに限る。）は、次のとおりとする。

一 一四 略

2・3 略

(利用料等の受領)

第二十三条 ユニット型介護医療院は、法定代理受領サービスに該当する介護医療院サービスを提供した際には、入居者から利用料の一部として、当該介護医療院サービスに係る施設サービス費用基準額から当該ユニット型介護医療院に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 前項に定めるもののほか、ユニット型介護医療院の利用料等の受領に関し必要な事項は、規則で定める。

(介護医療院サービスの提供の方針)

第二十四条 入居者に対する介護医療院サービスの提供は、当該入居者が、その有する能力に応じ、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、当該入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、当該入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

2 入居者に対する介護医療院サービスの提供は、各ユニットにおいて当該入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるように配慮して行われなければならない。

3 入居者に対する介護医療院サービスの提供は、当該入居者の私生活を尊重して行われなければならない。

4 入居者に対する介護医療院サービスの提供は、当該入居者の自立した生活を支援することを基本として、当該入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するように、当該入居者の心身の状況及び希望を常に把握しながら適切に行われなければならない。

5 ユニット型介護医療院は、入居者に対する介護医療院サービスの提供に当たっては、当該入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

6 ユニット型介護医療院は、身体的拘束等を行う場合には、その

態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

7 ユニット型介護医療院は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

8 ユニット型介護医療院は、自らその提供する介護医療院サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

9 前各項に定めるもののほか、介護医療院サービスの提供の方針に関し必要な事項は、規則で定める。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第二十五条 看護及び医学的管理の下における介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き自律的な日常生活を営むことを支援するように、当該入居者の心身の状況、病状、その置かれている環境及び希望に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

2 ユニット型介護医療院は、入居者の日常生活における家事を、当該入居者の心身の状況、病状、その置かれている環境及び希望に応じ、当該入居者がそれぞれの役割を持って行うように適切に支援しなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、ユニット型介護医療院の看護及び医学的管理の下における介護に関し必要な事項は、規則で定める。

(運営規程)

第二十六条 ユニット型介護医療院は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 施設の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 入居定員
- 四 ユニットの数及びユニットごとの入居定員
- 五 入居者に対する介護医療院サービスの内容及び利用料その他

の費用の額

六 施設の利用に当たつての留意事項

七 非常災害対策

八 前各号に掲げるもののほか、施設の運営についての重要事項

(定員の遵守)

第二十七条 ユニット型介護医療院は、ユニットごとの入居定員及び療養室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合には、この限りでない。

(準用)

第二十八条 第三条、第六条から第八条まで、第十二条、第十三条及び第十六条から第十九条までの規定は、ユニット型介護医療院について準用する。この場合において、第六条第一項中「第十四条各号」とあるのは、「第二十六条各号」と読み替えるものとする。

#### 第四章 雑則

(規則への委任)

第二十九条 この条例に定めるもののほか、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 略

(経過措置)

#### 附 則

略

<p>2 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第四号に規定する療養病床その他規則で定める病床（以下「療養病床等」という。）を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護医療院、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。）（その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。）を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の建物については、第五条第一項第一号及び第二十二條第一項第一号の規定は、適用しない。</p>	
<p>3 平成十八年七月一日から平成三十年三月三十一日までの間に、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換を行って介護老人保健施設を開設した場合であつて、平成三十六年三月三十一日までの間に当該介護老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合における当該介護医療院の建物については、第五条第一項第一号及び第二十二條第一項第一号の規定は、適用しない。</p>	
<p>（定員の遵守）      第三百三十六条 指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者（当該指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養</p>	<p>（定員の遵守）      第三百三十六条 指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者（当該指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養</p>

秋田県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（附則第二項による改正）

介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定短期入所療養介護又は指定介護予防短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。）の数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を提供してはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合には、この限りでない。

一～三 略

四 介護医療院（秋田県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成三十年秋田県条例第二十五号）第二条第一項に規定する介護医療院をいう。）である指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者の数

（定員の遵守）

第四百四十五条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者（当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所におけるユニット型指定短期入所療養介護又はユニット型指定介護予防短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。）の数以上の利用者に対して同時にユニット型指定短期入所療養介護を提供してはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合には、この限りでない。

一・二 略

三 ユニット型介護医療院（秋田県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例第二十条第一項に規

介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定短期入所療養介護又は指定介護予防短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。）の数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を提供してはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合には、この限りでない。

一～三 略

四 介護医療院（秋田県介護医療院の施設に関する基準を定める条例（平成三十年秋田県条例第二十五号）第二条第一項に規定する介護医療院をいう。）である指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者の数

（定員の遵守）

第四百四十五条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者（当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所におけるユニット型指定短期入所療養介護又はユニット型指定介護予防短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。）の数以上の利用者に対して同時にユニット型指定短期入所療養介護を提供してはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合には、この限りでない。

一・二 略

三 ユニット型介護医療院（秋田県介護医療院の施設に関する基準を定める条例第四条第一項

定するユニット型介護医療院をいう。)であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型介護医療院の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者の数

定するユニット型介護医療院をいう。)であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型介護医療院の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者の数

秋田県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正(附則第三項による改正)

(定員の遵守)

第二百二十六条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者(当該指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所療養介護の事業と指定短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防短期入所療養介護又は指定短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。)の数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所療養介護を提供してはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合には、この限りでない。

一 三 略

四 介護医療院(秋田県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成三十年秋田県条例第二十五号)第二条第一項に規定する介護医療院をいう。)である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該介護医療院の入居者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者の数

(定員の遵守)

(定員の遵守)

第二百二十六条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者(当該指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所療養介護の事業と指定短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防短期入所療養介護又は指定短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。)の数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所療養介護を提供してはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合には、この限りでない。

一 三 略

四 介護医療院(秋田県介護医療院の施設に関する基準を定める条例(平成三十年秋田県条例第二十五号)第二条第一項に規定する介護医療院をいう。)である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該介護医療院の入居者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者の数

(定員の遵守)

第三百三十五条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者（当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者がユニット型指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所におけるユニット型指定介護予防短期入所療養介護又はユニット型指定短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。）の数以上の利用者に対して同時にユニット型指定介護予防短期入所療養介護を提供してはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合には、この限りでない。

一・二 略

三 ユニット型介護医療院（秋田県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例第二十条第一項に規定するユニット型介護医療院をいう。）であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型介護医療院の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者の数

第三百三十五条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者（当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者がユニット型指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所におけるユニット型指定介護予防短期入所療養介護又はユニット型指定短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。）の数以上の利用者に対して同時にユニット型指定介護予防短期入所療養介護を提供してはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合には、この限りでない。

一・二 略

三 ユニット型介護医療院（秋田県介護医療院の施設に関する基準を定める条例第四条第一項に規定するユニット型介護医療院をいう。）であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型介護医療院の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者の数

医療法施行条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>(病院が有しなければならない施設)            第五条 略</p> <p>2 法第二十一条第一項第十二号の条例で定める施設は、消毒施設及び洗濯施設（法第十五条の三第二項の規定により医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第四条の七第一号又は第六号の業務を委託する場合における当該業務に係る設備を除く。）（療養病床を有する病院にあつては、これらの施設並びに談話室、食堂及び浴室）とする。</p>	<p>(病院が有しなければならない施設)            第五条 略</p> <p>2 法第二十一条第一項第十二号の条例で定める施設は、消毒施設及び洗濯施設（法第十五条の二）の規定により医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第四条の七第二号又は第七号の業務を委託する場合における当該業務に係る設備を除く。）（療養病床を有する病院にあつては、これらの施設並びに談話室、食堂及び浴室）とする。</p>